

下関市立大学単位認定要綱

平成 29 年 4 月 1 日制定

改正 令和元年 6 月 3 日

令和 3 年 3 月 31 日

令和 4 年 3 月 17 日

令和 5 年 3 月 7 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 30 条から第 32 条の 2 までの規定に基づく、単位の認定について必要な事項を定めるものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 2 条 学則第 30 条の規定に基づき入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者（編入学した者を除く。）は、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定申請書（様式第 1 号）
- (2) 認定を受ける単位の詳細が記載された成績証明書
- (3) 当該科目の講義内容がわかるシラバスの写し

2 前項に基づく既修得単位等の認定の申請締切日は、入学年度の 7 月末日とする。

3 既修得単位等の認定は、第 1 項の規定により提出された申請書類に基づき、学長がこれを行う。

4 前項の規定により認定した科目の成績評価は行わない。

5 第 3 項の規定により単位が認定された場合は、申請者にその内容を通知する。

(編入学に係る既修得単位等の認定)

第 3 条 学生が編入学した者である場合の学則第 30 条の規定に基づく既修得単位等の認定については、次の各号に掲げる学生の区分に従い、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 学生が学則第 23 条第 1 号から第 3 号までのいずれかの規定に基づき編入学した者で、経済学、商学又は経営学を専攻する学部、学科等の出身である場合 次のアからウまでの手順に従って認定する。

ア 下関市立大学経済学部履修規程（平成 19 年規程第 57 号。以下「履修規程」という。）別表第 7 に定める基盤教育及び教養教育の卒業必要単位数を全て包括認定する。

イ アによる包括認定の後、教育内容が同等であると認められる場合は、履修規程別表第 3 に規定する科目のうち、科目区分が専攻基礎の科目に限り、該当科目に個別認定する。

ウ ア及びイにより認定された単位数の合計が 62 単位数に満たない場合は、満たない単位数分を履修規程別表第 7 に定める基盤教育及び教養教育の科目として

包括認定する。

(2) 学生が学則第23条第1号から第3号までのいずれかの規定に基づき編入学した者で、経済学、商学及び経営学以外を専攻する学部、学科等の出身である場合 履修規程別表第7に定める基盤教育及び教養教育の科目として62単位を包括認定する。

(3) 学生が学則第23条第4号から第6号までの規定に基づいて編入学した者である場合 履修規程別表第7に定める基盤教育及び教養教育の科目として62単位を包括認定する。

2 前項の規定により単位認定を受けようとする者は、認定を受ける単位の詳細が記載された成績証明書を学長に提出しなければならない。この場合において、前項第1号イの認定を受けようとする者は、次の書類をあわせて提出しなければならないものとする。

(1) 単位認定申請書（様式第1号）

(2) 当該科目の講義内容がわかるシラバスの写し

3 第1項に基づく既修得単位等の認定の申請締切日は、入学年度の春学期履修登録開始日とする。

4 既修得単位等の認定は、第2項の規定により提出された申請書類に基づき、学長がこれを行う。

5 前項の規定により認定した科目の成績評価は行わない。

6 第4項の規定により単位が認定された場合は、申請者にその内容を通知する。

（派遣留学及び単位認定を目的とした私費留学に係る単位認定）

第4条 学則第31条の規定に基づき、派遣留学及び単位認定を目的とした私費留学（以下「留学」という。）に係る単位認定を受けようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 単位認定申請書（様式第2号）

(2) 当該留学先の大学等の長が交付する学業成績証明書

(3) 認定を受ける科目の講義内容がわかるシラバス等の写し

2 留学に係る単位認定申請は、留学期間終了後、速やかに行う。

3 留学に係る単位認定は、第1項の規定により提出された申請書類に基づき、学長がこれを行う。

4 前項の規定により認定した科目の成績評価は行わない。

5 第3項の規定により単位が認定された場合は、申請者にその内容を通知する。

（資格・検定試験等の単位認定）

第5条 学則第32条の規定に基づく「その他文部科学大臣が別に定める学修」のうち、資格試験、外国語技能検定試験等による単位認定については、次のように取り

扱うものとする。

(1) 在籍期間中に受験した別表に定められた資格・検定試験において認定基準を満たしたときは、当該試験に対応する認定科目の単位として認定を受けることができる。

(2) 認定を受けることができる上限の単位数は、別表のアからウまでの表ごとに4単位とする。

(3) 別表に定められた資格・検定試験のうち、同一の試験において、認定基準を満たした後に上位の認定基準である試験を受験して当該認定基準を満たしたときはともに単位認定を受けることができるものとし、認定基準を満たした後に下位の認定基準である試験を受験して当該認定基準を満たしたときは後の試験に対する単位認定を受けることができないものとする。

2 前項の規定により単位認定を受けようとする者は、各学期の定期試験開始日までに、次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 資格・検定試験等の単位認定申請書（様式第3号）

(2) 合格証明書等の原本（級数又はスコアを含む。）

3 資格・検定試験等の単位認定は、前項の規定により提出された申請書類に基づき、学長がこれを行う。

4 前項の規定により認定した科目の成績評価は行わない。

5 第3項の規定により単位が認定された場合は、申請者にその内容を通知する。

（その他）

第6条 この要綱に定める日が、祝日、休日及び休業日の場合は、その直前の平日を当該日とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月3日改正）

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日改正）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和5年度に編入学する者の編入学に係る既修得単位等の認定は、この要綱による改正後の下関市立大学単位認定要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和3年度までに入学した外国人留学生に係る資格・検定試験等の単位認定は、この要綱による改正後の下関市立大学単位認定要綱別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 7 日改正）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度までに編入学する者の編入学に係る既修得単位等の認定は、この要綱による改正後の下関市立大学単位認定要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和 4 年度までに入学した者並びに令和 5 年度及び令和 6 年度に編入学する者に係る資格・検定試験等の単位認定は、この要綱による改正後の下関市立大学単位認定要綱の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

ア 語学検定試験

語学	試験の名称	認定基準	認定科目（単位数）
英語	実用英語技能検定 （英検 S-CBT を含む。）	1 級合格	英語Ⅲ c 又は 英語Ⅲ d （2 単位）
		準 1 級合格	
		2 級合格	
	TOEIC Listening & Reading Test （公開テスト／IP）	900 点以上	
		750-895 点	
		600-745 点	
	TOEFL iBT	100 点以上	
		73-99 点	
		61-72 点	
	IELTS	7.0 点以上	
6.0 点又は 6.5 点			
5.5 点			
中国語	中国語検定試験（中検）	準 1 級以上合格	中国語Ⅲ c 又は 中国語Ⅲ d （2 単位）
		2 級合格	
		3 級合格	
		4 級合格	
	漢語水平考試（HSK）	6 級 180 点以上 又は高級口試合格	
		5 級 180 点以上 又は中級口試合格	
		4 級又は初級口試合格	
		3 級合格	
韓国語	「ハングル」能力検定試験	2 級合格以上	韓国語Ⅲ c 又は 韓国語Ⅲ d （2 単位）
		準 2 級合格	
		3 級合格	
		4 級合格	
	韓国語能力試験（TOPIK）	5 級合格以上	
		4 級合格	
		3 級合格	
		2 級合格	
日本語	日本語能力試験	N 1 合格	日本語Ⅲ c 又は 日本語Ⅲ d （2 単位）
	B J T ビジネス日本語能力テスト	480 点以上	

備考 認定する科目は、第一外国語として履修する外国語に限る。

イ 情報処理技術者試験

試験の名称	認定基準	認定科目 (単位数)
応用情報技術者試験 (A P)	合格	プログラミング又は情報システム論 (2 単位)
基本情報技術者試験 (F E)	合格	

ウ 簿記検定試験

試験の名称	認定基準	認定科目 (単位数)
日商簿記検定試験	1 級合格	簿記原理Ⅲ、原価計算論、会計学原理 I 又は 会計学原理Ⅱ (2 単位)
	2 級合格	簿記原理Ⅲ又は原価計算論 (2 単位)

様式第1号（第2条、第3条関係）

年 月 日

（宛先）下関市立大学長

学部

学科

学籍番号

氏 名

電話番号

単位認定申請書

下関市立大学学則第30条に基づき、入学前の既修得単位の認定を申請いたします。

学歴欄	
	年卒業 年中退
	年卒業 年中退

申請科目(他大学等)	単位数	振替科目(本学)	単位数

添付書類

別紙（シラバスの写しを貼付け、本申請書とともに提出すること）

シラバスがない場合は、各科目の内容を具体的に記入し、授業内容が分かるテキスト等の写しを提出すること

認定を受ける単位の詳細が記載された成績証明書

学籍番号 _____

氏 名 _____

申請科目(他大学等)	単位数	振替科目(本学)	単位数

【授業内容】

Large empty rectangular area for writing the course content.

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）下関市立大学長

学部 _____ 学科 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

単位認定申請書

下関市立大学学則第31条第1項に基づき、他の大学又は他の短期大学（以下「他の大学等」という。）の授業科目を履修し、単位を修得しましたので、下記により当該修得単位を本学における授業科目の履修によって修得した単位として認定していただくよう申請いたします。

記

1. 留学の区分（派遣留学・私費留学）

大学等の名称 _____（国名： _____）

学部学科の名称 _____ 学部 _____ 学科 _____

2. 留学期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで

3. 他の大学等で修得した単位

科目名	日本語訳	単位数	振替希望科目

4. 添付書類

- 別紙（各科目の内容を具体的に記入し、本申請書とともに提出すること）
- 他の大学等が発行する学業成績証明書
- 各科目のシラバスの写し（シラバスがない場合は授業内容が分かるテキスト等の写し）

学籍番号

氏名

申請科目(他大学等)	振替希望科目(本学)	単位数
【授業時間】 ()分 × ()回 = 計()分		
【授業内容】		

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）下関市立大学長

学部 学科

学籍番号

氏 名

電話番号

資格・検定試験等の単位認定申請書

下関市立大学学則第32条に基づき、資格・検定試験等の単位認定を申請いたします。

認定対象となる試験の名称	得点・級	取得年月日（西暦）	認定申請科目	過去の認定得点・級 （認定年度・学期）
		・ ・		（ 年度 学期）
		・ ・		（ 年度 学期）
		・ ・		（ 年度 学期）
		・ ・		（ 年度 学期）

※認定対象となる資格・検定試験の合格証明書等の原本（級数又はスコアを含む。）を添えて提出してください。